

然るに十五日持田常務は「労働者の修養と向上とのために労働組合の必要なるは和田社長及び余の等しく認むるに吝ならざるところ、寧ろ將來労働組合の發達に對しては相當の期待を有す。從て富士瓦斯紡績労働組合に對し之を切り崩し若、は其發達を妨害するの意嚮を有せず、さり乍ら富士紡には富士紡の工場規則あり、之を紊る者に對しては整理上相當の處罰をなすこと之亦止むを得ず。今回の解雇は統制 爲する不當な 反抗者と工場規則に依り除名せしものにて解雇者が揃つて組合幹部なりしに寧ろ 遇然の不幸なり。從つて今後工場内に新に組合幹部に選ばれる者あるも會社は是に干渉する意志を有せず。然れども會社は労働組合に異心なしとは云へ、労働者の雇傭に對しては對個人の自由契約にして集合契約を結べるに非れば工場は使用人の解雇又は除名に對し當人以外の何人にも相談するの義務なしと信ず」として飽迄組合切り崩しの意嚮を有せざること、組合に拘束さるる必要なきを宣言し且つ「本社は、工場長に對し大綱を示して細目を委任せるが今回佐々山工場長の取れる處置は會社に於て不當と認めず」と明言せり。茲に會社は佐々山工場長を信任するの意志を明にすると共に持田常務は鈴木文治氏に對し友愛會長の資格に於て會見を欲せざる旨を發表し罷業團に對しては「會社は組合を切り崩す意志なし。されど工場規則に依る解雇に對し第三者の容喙を欲せず。此件に關する交沙は今後佐々山工場長と爲すべし」と通告せり。

十四日倉皇として罷業團に會見を申込みたる佐々山氏は茲に於て最早狼狽の要を感せざるに到れ

## 八言論戰

十六日に到り、和田社長は罷業の經過と會社の意嚮を公にせり。

(一)原因と見るべきは六月二十日佐々山工場長宛に不穩の文句を羅列しある投書ありたるに就き警察署に提出嚴探の結果田村某明石某なる二職工と判明し秩序を紊す者とし佐々山工場長は之を懲戒し解雇すその後同情金と稱して職工間に金を徴收せる者あるを聞き甚だ不穩にして規律を保つに有害と認め中止を命じ其發起者佐藤吉徳、芝山玉吉、大橋平吉の三名に對して十三日會社の都合上解雇する者との名目にて若干の慰籍料を與へたり。

(二)然るに十四日職工出勤一時間作業の後全部之を中止し男工は娯樂堂に集合して不穩の氣あり女工は舍に歸るあり退出自宅に歸るあり殺氣横溢せるに依り佐々山工場長に作業中止理由に就き問責す。然るに吾等は労働組合の命令に依り集合せるものなれば工場長の命令は之を受けず要件あれば組合に交渉せられたしとて何事も語らず要求もなく佐々山工場長を場外に突き出す故已むを得ず警察の手を借り説諭せしむるや職工全部は夕刻娯樂堂を退出して解散し十五日佐藤芝山永作高橋太平以上五名來りて持田常務に面會す。要點は罷業の經過報告と組合を認めよ、組合の破壊を命令せしや否や職工解雇に就き指命せしか否かの質問にあり。

(三)會社としては組合は個人的に認むるも組合員個人に對するは其個人對會社の問題で會社對組合の問題ならざるに付き認むる不能、又組合として職工の任免黜陟に關し各個人の干渉は會社として受けず、又組合員たる否を論ぜず差別待遇を行はず工場に關する總ての權を工場長勵行する旨の返答を與へたり。其後何等の要求もなく交渉もなく本日に至る。

右に對する論駁として十九日押上支部の發表せしもの左の如し。

果して組合の切る崩しに非ざるか